

# 7

平成27年7月  
2015  
No.514

# 広報いで

## 目次

井手町長選挙 投票日は8月9日です	P03
介護保険施設の食費・居住費軽減申請	P05
子育て支援カレンダー	P06
平成27年度夏の交通安全府民運動	P07
プレミアム商品券 8月1日販売開始	P07

## 町の人口 (7月1日現在)

男性	3,826人
女性	4,023人
計	7,849人

■井手浄水場を見学する井手小学校の児童たち





**災害危険箇所などを確認  
関係機関と防災パトロール**



天井川を視察するパトロール参加者

井手町は6月5日(金)、京都府や関係機関と合同で防災パトロールを行い、豪雨などによる災害発生の恐れがある危険箇所の現状や、今後の防災対策、緊急時の対応方法などを確認しました。

パトロールには、汐見明男町長と町消防団をはじめ、関係機関の担当者約20人が参加しました。

豪雨時に土砂流出が懸念される急傾斜地をはじめ、天井川の護岸の確認、また内水排除のため木津川堤防に設置された排水横断管の敷設現場などを視察し、現状や今後の



関係機関の災害対策の取り組みに感謝を述べる汐見町長

対策などについて協議しました。

**水害に備え団員らが汗  
木津川堤防で水防訓練**



水防工法作業に汗を流す団員の皆さん

井手町消防団(綱田貞二団長)の水防訓練が5月31日(日)、玉水橋東詰の木津川堤防で行われ、団員や京田辺市消防署井手分署員らが、水害に備えて応急的な堤防補強や

漏水処理などの水防工法の手順を再確認しました。訓練では、団員たちが汗だくになりながら、真剣な表情で各種水防工法の確認に励んでいました。

**水道の仕組みを学習  
井手小・多賀小が浄水場見学**



職員の説明に熱心に耳を傾ける児童たち

井手町立多賀小学校の4年生15人が6月9日(火)、同町多賀浄水場を見学し、水道の役割や仕組みについて学習しました。

児童たちは「この浄水場はいつからありますか」「どうしてここに浄水場を作ったのですか」など、担当の職員に熱心に質問していました。

6月15日(月)には、井手小学校の4年生も井手浄水場の見学に訪れました。

**高齢者福祉施設にジャガイモ  
井手町老人クラブ連絡協が寄贈**

井手町老人クラブ連絡協議会は6月12日(金)、今年も会員が育ててきたジャガイモを収穫し、井手町立デイサービスセンターや特別養護老人ホーム「いでの里」をはじめ、

近隣の高齢者福祉施設に寄贈。施設の方々に大変喜ばれました。



施設にジャガイモを届ける皆さん

**臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金のご案内**

消費税率の引き上げに伴い、家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、平成27年度分の市町村民税(均等割)が課税されない方には「臨時福祉給付金」、平成27年6月分の児童手当を受給される方には「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

**臨時福祉給付金**  
平成27年1月1日に住民票のある市町村が申請先となります。

**給付対象者**  
平成27年度分市町村民税(均等割)が課税されていない方。  
(※ご自身を扶養している方が課税される場合や生活保護の被保護者の方は対象外となります。)

**給付対象額**  
給付対象者1人につき6,000円  
(申請書送付予定日)  
平成27年7月下旬

**申請期間**  
8月3日(月)から10月30日(金)

**子育て世帯臨時特例給付金**  
平成27年5月31日に住民登録のある市町村が申請先となります。

**給付対象者**  
平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く。)の受給者。  
(給付額)  
対象児童1人につき3,000円

※子育ての申請は平成27年6月初旬に送付しました「児童手当現況届」の裏面が申請書となっております。子育て世帯臨時特例給付金の申請欄に必要な事項を記入いただき、押印の上、提出してください。

※公務員の方は、勤務先から配布されている児童手当受給証明書・申請書を持参の上、申請して下さい。(公務員の方は井手町で児童手当の受給が確認できない為、個別の申請案内が出来ませんので、ご注意ください。)

○平成27年10月から臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の支給を開始します。支給が決定した方には給付金支給決定通知書を送付しますのでご確認ください。

○申請期間等は各市町村により異なりますので、井手町以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。

問い合わせ先住民福祉課(Tel 82-6164)または厚生労働省 相談専用ダイヤル(Tel 0570-037-192)

# 井手町長選挙 投票日は8月9日（日曜日）

8月26日に任期が満了する井手町長選挙は、8月4日に告示され8月9日が投票日となっています。この選挙は井手町民の代表を選ぶ大切な選挙であり、棄権しないで、よく見、よく聞き、よく考えて必ず投票しましょう。

## 【投票できる人は】

今回の選挙に投票資格がある人は、平成7年8月10日以前生まれ、投票日当日20歳以上になつてゐる方です。このうち、平成27年5月3日まで町内に住民登録をして、投票日においても引き続き在住されている方は、井手町で投票できます。

## 【投票所入場券の配布】

投票所入場券の配布につきましては、選挙人一人に一枚、郵便はがきにて、ご家庭にお届けします。投票日当日まで大切に保管をお願いします。

## 【投票所入場券は忘れずに】

8月9日（日）の投票日には、次のことを注意してください。

- 投票時間は、午前7時から午後8時までです。
- 入場券に指定された投票所以外では投票できません。
- 投票所に行くときは、入場券を持参してください。もし、お忘れになった時は、その旨を投票所の係員に申し出て、再交付を受けてください。
- 投票しようとする時は、投票所内に掲示されている候補者の氏名を見直し、もう一度確認しましょう。

## 【代理・点字投票は】

身体上の故障などのため、自分で投票用紙に候補者を記載できない人のために、代理投票制度があります。代理投票制度を希望される方は、投票日の当日、投票所の係員に申出てください。二人の投票補助者が決められ、投票の代理をします。また、目の不自由な方には、点字投票制度があります。遠慮なく係員に申し出てください。

## 【期日前投票】

8月9日に次の理由により、投票日に投票所に行けないと見込まれる方のために、期日前投票制度があります。期日前投票ができる場合は、次のとおりです。

1. 投票日当日、職務に従事中等であるとき。
2. 何らかの用事のため、旅行中または滞在中である場合（たとえば、レジャーや買い物などの私用で投票区の区域外にゐるような場合。）
3. 投票日当日、出産、手術、身体上の障がい等で歩くことが困難である場合。

●期日前投票のできる期間は、8月5日（告示の翌日）から8月8日（投票日の前日）までとなっています。投票時間は午前8時30分から午後8時までの間、役場西別館1階期日前投票所で、行つていただきます。

## 【不在者投票について】

8月9日の投票日に、都道府

県の選挙管理委員会が指定した病院、特別養護老人ホーム又は身体障害者更生援護施設に入所の方は、選挙当日、投票に行けないと見込まれる方であることから、投票日の前でも病院施設等で不在者投票をすることが出来ます。不在者投票のできる期間は、8月5日（告示の翌日）から8月8日（投票日の前日）までとなっています。詳しいことは、病院や老人ホーム等又は、選挙管理委員会におたずねください。

## 【井手町以外の市区町村で不在者投票をするとき】

1. 不在者投票をされる方は、あらかじめ滞在地の市区町村の選挙管理委員会で宣誓書用紙の交付を受け、これに投票日当日（8月9日）に投票所に行つて投票できない理由に○を付け、井手町選挙管理委員会に直接または郵便で投票用紙等を請求してください。

2. 請求を受けた選挙管理委員会は、投票用紙、不在者投票用封筒および封筒に入れ封をした「不在者投票証明書」を交付します。この「不在者投票証明書」の封筒は決して開封してはいけません。開封されると不在者投票ができなくなります。

3. 交付された投票用紙等を持って滞在地などの市区町村選挙管理委員会の指示に従つて投票します。

4. 不在者投票を受け付けた滞在地の選挙管理委員会は、あなたの不在者投票をすぐ井手町選挙管理委員会へ送付しますが、投票所閉鎖時刻までに到着しないと無効になります。

すので早めに手続きをしてください。

## 【郵便等投票制度】

選挙人で身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証を交付されている人で、その障がい・傷病・要介護状態区分の程度が一定以上である場合は、事前に選挙管理委員会へ交付申請を行い郵便等投票証明書の交付を受けておき、その証明書を添えて投票用紙を請求し、郵便等により自宅で投票する方法です。身体上の障がいの状態が次に該当する方は郵便投票制度の対象となります。

種別	該当する障がい	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・じん蔵・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別症項から第2症項
	心臓・じん蔵・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別症項から第3症項
介護保険証		要介護5

## 【郵便等投票における代理記載制度】

郵便等投票の対象者で、次の要件にも該当する方は、あらかじめ、選挙管理委員会に届出をした代理人1人（選挙

権を有する人）に投票に関する記載をさせることができる制度です。

●身体障害者手帳の交付を受けている方「上肢または視覚の障がいの程度が1級」

●戦傷病者手帳の交付を受けている方「上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症まで」

以上が対象となります。以上が不在者投票のあらまです。これらの制度は一人でも多くの方が大切な選挙権を行使できるように設けられています。

## 【開票は井手町自然休養村管理センターで】

開票事務は、投票日当日、午後8時45分から井手町自然休養村管理センターで行います。詳しいことは、井手町選挙管理委員会（TEL82・6161）におたずねください。

## ■あなたの投票所は

投票所名	投票所の施設名	区域
第1投票所	井手小学校体育館	水無、高月、石垣
第2投票所	上井手区公民館	上井手、田村新田
第3投票所	多賀小学校体育館	東部、西部、北部
第4投票所	南部公民館	南部
第5投票所	玉水公民館	玉水
第6投票所	いづみ人権交流センター	北、南



## 〇〇〇保健医療課からのお知らせ〇〇〇

### 国民健康保険のお知らせ

●限度額認定証、限度額適用・標準負担額認定証の更新について

現在「認定証」をお持ちの方は有効期限が平成 27 年 7 月 31 日までとなっております、8 月以降も必要な方は申請が必要となりますので、井手町保健医療課までお越しください。

申請時に必要なもの・・・国民健康保険被保険者証、印鑑

●高齢受給者証の更新について

70 歳以上の方にお持ちいただく高齢受給者証について、現在お持ちのものは有効期限が平成 27 年 7 月 31 日までとなっております。

井手町保健医療課から新たな高齢受給者証を 7 月中旬頃に送付しますので、8 月以降に医療機関等で受診される場合は必ず新しい高齢受給者証を提示してください。

### 後期高齢者医療制度のお知らせ

●後期高齢者医療被保険者証の更新

平成 27 年 7 月 31 日で「紫色」の被保険者証は有効期限が切れ、平成 27 年 8 月からは「桃色」の被保険者証に変わります。井手町保健医療課から新たな被保険者証を 7 月中旬に送付します。8 月以降に医療機関等で受診される場合は必ず新しい被保険者証を提示してください。

●限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

現在「認定証」をお持ちの方は平成 27 年 7 月 31 日で有効期限が切れますが、引き続き低所得者（非課税世帯）と確認が取れた方には新しい「認定証」を被保険者証送付の際に同封します。

なお、**現在「認定証」をお持ちでない方で非課税世帯に該当される方は申請が必要ですので、保健医療課までお越しください。**申請時に必要なもの・・・後期高齢者医療被保険者証・印鑑

●保険料について

平成 27 年度の保険料額決定通知書を、被保険者の皆様あてに 7 月中旬に送付しますので、ご確認ください。所得の低い方の軽減措置が変更されています。

### 保険料算出方法

所得割額 = 課税のもととなる所得金額 × 所得割率 (9.17 / 100)  
均等割額 = 47,480 円

年間保険料  
[57 万円を限度]

### 保険料の軽減措置

◆所得割：基礎控除後の総所得金額等が 58 万円以下の方 ⇒ 5 割軽減

◆均等割：下表のとおり、世帯（被保険者と世帯主）の所得に応じて軽減されます。

軽減割合	世帯の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯
9 割軽減	8.5 割軽減対象世帯のうち、被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他所得がない）の世帯の方
8.5 割軽減	基礎控除額（33 万円）
5 割軽減	【基礎控除額（33 万円） + 26 万円 × 被保険者数】
2 割軽減	【基礎控除額（33 万円） + 47 万円 × 被保険者数（被保険者である世帯主を含む）】

※制度加入の前日まで会社の健康保険や協会けんぽ、共済組合の被扶養者であった方は、所得割はかからず均等割が 9 割軽減されます。

※災害及びその他の事情により、保険料の納付が困難な場合に、申請により減額・徴収猶予が受けられる場合があります。

### 保険料の支払い方法

原則として年金から天引きされます。年金から天引きできない方は納付書等で納めます。年金から天引きになっている方でも、申請することによって口座振替に変更ができます。

※口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合がありますので、十分ご注意ください。

### 福祉医療受給者証等の申請のお知らせ

「福祉医療受給者証（マル老・障害・ひとり親）」「重度心身障害老人健康管理事業対象者証」の受給者証等の申請時期が来ましたので、お知らせします。《該当と思われる方につきましては、申請証等を送付します》

地区名	日時	場所
北区 南区	7 月 27 日（月）午前 9 時～11 時 30 分	いづみ人権交流センター
多賀地区	7 月 28 日（火）午前 9 時～11 時 30 分	老人福祉センター賀泉苑
上井手区 田村新区 石垣区	7 月 29 日（水）午前 9 時～11 時 30 分	井手町役場西庁舎 1 階
玉水区 水無区 高月区	7 月 29 日（水）午後 1 時 30 分～4 時	井手町役場西庁舎 1 階

### 井手町老人医療費支給制度（マル老）について 『65 歳以上～70 歳未満の方』

医療機関など受診の際に、窓口で支払う健康保険の自己負担額を「70 歳～74 歳の自己負担」と同基準となるように負担を軽減する制度です。

井手町内にお住まいで、社会保険や国民健康保険などの健康保険に加入中の 65 歳以上 70 歳未満で、本人及び世帯の生計中心者の方が所得税非課税の場合対象となります。

※なお昭和 25 年 8 月 1 日以前生まれの方は従前の基準で判定します。

ご相談・お問い合わせは、  
保健医療課（TEL 82-6166）まで

## ■ 介護保険施設・ショートステイ利用時の食費・居住費（部屋代）の軽減申請について ■

介護保険では、一定の要件を満たすと施設等へ支払う利用料を減額する制度があります。減額を受けるには申請が必要であり、既に減額を受けている方も7月31日（金）で有効期間が終了するため更新の手続きをしてください。

・要件（平成27年8月1日以降有効となる認定から、要件に②と③が加わりました。）

- ①本人及び世帯全員が住民税非課税であること。
- ②同一世帯に属さない配偶者（配偶者と世帯分離をしている場合（事実婚を含む））がいる場合、その配偶者が住民税非課税であること。
- ③利用者とその配偶者が所有する現金、預貯金、有価証券等の資産の合計額が2,000万円（配偶者がいない場合は1,000万円）以下であること。

### ・減額される費用

食費・居住費（部屋代）の負担限度額は次の表のとおりです

◆利用者負担段階と負担限度額（1日あたり）

	負担限度額（日額）【単位：円】						
	食費	居住費					
		ユニット型		従来型個室		多床室	
	個室	準個室	(特養)	(老健・療養型)	(特養)	(老健・療養型)	
基準費用額※	1,380	1,970	1,640	1,150	1,640	840	370
第3段階	650	1,310	1,310	820	1,310	370	370
第2段階	390	820	490	420	490	370	370
第1段階	300	820	490	320	490	0	0

※基準費用額とは、全額自己負担した場合の平均的な費用額です。

### ・提出書類

- ①申請書②申請日の直前から2か月前までの通帳の写し、証券や信託銀行、銀行口座残高の写し、借用証書の写しを添付
- ③同意書

### 一定以上所得者の利用者負担割合の見直しについて（平成27年8月から）

65歳以上（第1号被保険者）の方が、介護サービスを利用するときの負担割合は原則1割ですが、平成27年8月から、一定以上の所得がある方については、負担割合が2割になります。

◆利用者負担の一覧

利用者負担割合				
認定を受けている第1号被保険者	本人の合計所得金額が160万円以上	下記以外の場合	2割	
		同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他収入の合計所得金額	単身は280万未満	1割
			2人以上は346万未満	1割
	本人の合計所得金額が160万円未満			1割

### ・介護保険負担割合証の交付について

要介護認定を受けている全ての方に負担割合（1割又は2割）が記載された「介護保険負担割合証」を交付します。この「介護保険負担割合証」は、平成27年8月から介護サービスを利用するとき、「介護保険被保険者証」とともに必要になります。

「介護保険負担割合証」の送付は7月下旬を予定しています。受領後、負担割合をご確認いただくとともに、ケアマネジャー及び介護サービス事業所に「介護保険被保険者証」と一緒に「介護保険負担割合証」を提示していただきますようお願いいたします。

なお、月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されますので、全ての方の負担が2倍になるわけではありません。

問い合わせは高齢福祉課（TEL 82-6165）まで

薬物乱用は周囲の人から誘われて好奇心や興味本位で手を染めるケースが多々みられます。「やせられる。」「気分がよくなる。」「の甘い誘い文句や覚せい剤を「エス」「スピード」などと呼んで乱用薬物とはわからないように誘われることもあり、絶対には手を出さないという理解を深め、絶対に手を出さないという自覚が大切です。

○薬物乱用世代の広がり  
乱用薬物に対する警戒心や抵抗感が薄れているだけでなく、インターネットや携帯電話等の普及による配給源の多様化により、薬物乱用が一般の人々にもまん延してきています。

○若年層における薬物乱用者が急増しており、「かっこいいから」「1回だけなら」と言った好奇心から手を染めてしまうケースが多々みられます。

○危険ドラッグの乱用について  
危険ドラッグとは、麻薬、向精神薬には指定されていないものの、麻薬、向精神薬に似た多幸感、快感等を高める製品です。若年層の乱用に加え、他の乱用薬物に手を染めてしまうゲートウェイドラッグ（入門薬）になるなど事態は深刻となっております。

また、危険ドラッグの使用による交通事故や犯罪も起きており、個人の健康被害だけでなく、社会全体に悪影響を及ぼします。

なお、平成27年1月25日に全面施行された「京都府薬物の濫用の防止に関する条例」では、危険薬物の製造、販売、使用、所持等が全面禁止されており、違反した場合、最大2年の懲役又は100万円の罰金が科されます。

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」





# 子育て支援カレンダー



## 子育て支援センターって？

子育て支援センターは、親子で一緒に遊んだり、子育ての情報交換や相談のできる場所です。センター内には手作りのおもちゃもたくさんあります。自由に気軽に遊びに来てください♪

【所在地】井手町大字井手小字玉ノ井48-2（玉川保育園内にあります）

【TEL・FAX】82-2232

【開いてる日】月曜日～金曜日（日曜・祝日を除く）9:30～16:00

7月		行事予定（行事がない日も毎日遊びに来れます）	
と	き	内容	場所・備考
13日（月）	10:30～12:00	小児救急講習会 「人工呼吸・心肺蘇生法」	※申込制
14日（火）	9:30～11:30	前向き子育て プログラム⑦	対象：2歳児以上 ※申込制
21日（火）	10:00～11:40	すくすくクラブ	対象：1歳半～2歳半 ※申込制
23日（木）	10:30～12:00	子育てサークル さんさん会	
27日（月）	10:00～12:00	おでかけ広場	西部公民館
28日（火）	10:30～12:00	*hughug* 「ベビーマッサージ」	※申込制
29日（水）	10:00～11:40	のびのびクラブ	対象：2歳半～4歳 ※申込制
8月			
3日（月）	10:30～12:00	リフレッシュ講座 「Fa(ther)セラピーエクササイズ」	※申込制
6日（木）	10:30～12:00	*hughug* 「ベビーマッサージ」	※申込制
10日（月）	10:00～10:40	多賀保育園見学会	※申込制
11日（火）	10:00～10:40	いづみ保育園見学会	※申込制
12日（水）	10:00～10:40	玉川保育園見学会	※申込制

※場所の記載のないものは、全て「子育て支援センター」で行います

## 親子の広場

### \*たんぽぽ広場

対象：妊婦～就学前の親子

### \*おでかけ広場

対象：妊婦～就学前の親子

### \*すくすくクラブ

対象：1歳半～2歳半の親子（申込制）

### \*のびのびクラブ

対象：2歳半～4歳まで（申込制）



## 子育てサークル

### \*さんさん会

対象：妊婦から3歳くらいの子と親  
活動日：第1水曜日・3木曜日

### \*竹の子ひろば

対象：妊婦から3歳くらいの子と親  
活動日：月2回程度の水曜日  
場所：多賀保育園

### \*hughug\*

対象：2カ月～1歳くらいまで  
活動日：第2週の火曜日  
参加費：1回500円

※サークルに興味のある方は子育て支援センターまでお問い合わせください。



消防署からお知らせ

## 夏の火災防止運動が実施されます（8月1日（土）から8月7日（金）まで）

この時季は暑さによる不注意や、帰省・行楽で外出する際の火の不始末などが原因で火災が起りやすくなります。各家庭や地域ぐるみで火災を予防しましょう



○帰省で家族が集まり、天ぷらなど揚げ物をする機会が多くなります。調理中にコンロから離れるときは必ず火を消しましょう。

○火のついたローソク・線香は倒れないよう注意しましょう。また、蚊取り線香は専用の器具で使用しましょう。

○花火をするときは、大人が必ず一緒に付き添いましょう。消火用の水バケツを用意し、注意書きをよく読み正しく使用し、後始末をきちんと行いましょう。

お問合せ 京田辺市消防署 井手分署 TEL 82-3000



同和問題の解決を  
みんなの手で

## 第12回井手町人権啓発コンクール

# ポスター・標語を募集します

井手町では、人権啓発活動の一環として、第12回井手町人権啓発コンクールを開催し、「人権ポスター」及び「人権標語」を募集します。同和問題をはじめ、女性（ドメスティック・バイオレンス）、子ども（児童虐待）、高齢者、障がいのある人など、さまざまな人権課題への思いや、東日本大震災で改めて感じた“命の大切さ”などを、ポスターと標語で表現してください。

応募作品は、今後の人権啓発活動で活用します。みなさん、ふるって応募してください。

### ◇応募資格 ◇テーマ ◇応募方法

井手町在住または在勤の方  
人権（命）の大切さを表す内容のもの

#### 【ポスター】

一人一点とします。四つ切り画用紙（縦・横自由）で着色画材は自由です。裏面に、名前（ふりがな）、年齢（小中学生の場合は学校名と学年）、住所（町外在住で町内在勤の方は勤務先も）、電話番号を記入してください。

#### 【標語】

一人一点とします。名前（ふりがな）、年齢（小中学生の場合は学校名と学年）、住所（町外在住で町内在勤の方は勤務先も）、電話番号を記入してください。

### ◇提出先

いづみ人権交流センターに直接または郵送で提出してください。

### ◇締め切り

2015年9月11日（金）

### ◇その他

- ・応募作品の著作権及び使用権は主催者に帰属するものとします。
- ・応募作品は返却しません。
- ・応募作品についての個人表彰は行いません。
- ・作品を応募していただいた方には、参加賞を贈ります。

### ◇問合せ先

いづみ人権交流センター（TEL 82-3380）



## 平成27年夏の交通事故防止府民運動

広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、府民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図るため7月21日から8月20日までの31日間、夏の交通事故防止府民運動が実施されます。

### <運動スローガン>

待つゆとり 笑顔で過ごす 古都の夏



### <運動重点>

- ◇子どもと高齢者の交通事故防止
- ◇夕暮れ時・夜間の歩行中の交通事故防止（反射材用品等の着用の促進）
- ◇自転車の安全な利用の推進
- ◇暴走行為等危険運転の追放

## プレミアム商品券 8月1日（土）午前9時から販売開始！

井手町商工会では、平成27年度 第2弾 プレミアム商品券を販売します。

3割のプレミアムが付いた大変お得な商品券です。

井手町・京都府より補助金の交付を受けて井手町商工会が販売します。

販売時間等、詳細は、開催日までに新聞チラシに折込予定です。

是非この機会にお買い求め下さい。

### 【販売日・場所】

平成27年8月1日（土）・2日（日）

9:00～12:00

（ただし、無くなり次第終了）

井手町商工会・西部公民館

※今回は土曜日からの販売開始です。

※第1弾と販売開始時間に変更になっています。

ご注意ください。

### 【使用有効期限】

平成27年8月1日～平成28年1月31日

### 【販売予定額】

第2弾：2,600万円分（第2弾：4,000セット限り）

今回の第2弾は、前回第1弾より、販売開始時間と販売方法が変更になります。ご注意ください。

### 【取扱店舗数】

約90店舗

取扱店は、のぼりが目印です。店舗により一部お取り扱いきれない商品もあります。

たばこ類、切手・収入印紙は、プレミアム商品券で購入できません。

### 【内容・購入限度額等】

1セット6,500円分（@500円券13枚綴）を5,000円にて販売。

お一人様50,000円（10セット）まで先着にて。

期間中、お一人様1回限りの販売です。

事前予約は一切受け付けておりません。

各販売場所には駐車場はございません。

井手町商工会（TEL 82-4073）



# おしらせ



## Information

### 「救命講習会開催のお知らせ」

日時／平成27年8月2日(日)

午前9時～12時

場所／京田辺市消防署井手分署会議室

定員／10名程度

参加費／無料

受付期間／8月1日(土)午後5時まで。

お問い合わせは、京田辺市消防署井手分署 (TEL82・3000)

### 「熱中症に気をつけましょう」

熱中症は予防ができる病気です。部屋の温度をチェックして室温28℃を超えないようにし、こまめに水分を補給しましょう。

脱力感で動けない、意識がない、全身のけいれんなどの症状がある場合はためらわずに救急車を呼びましょう。



### 初期認知症対応型カフェ推進事業 「ほのぼのカフェ」の案内

認知症でお悩みの方いらっしゃいませんか。「最近、家に閉じこもりがちだなあ」、「あの人ちよっと心配だなあ」、「介護・認知症予防に取り組みたいなあ」、「認知症のことなど相談したい」等ございましたら、是非、お気軽にお越しください。

また、認知症予防の脳活性化クラブを同時開催しております。

こちらもおぜひご参加ください。

対象／認知症でお悩みの方・その家族の方等

費用／無料

内容／認知症に関する相談(必要に応じて医療機関等と連携します。)

場所／老人福祉センター「玉泉苑」

日時／毎月第3火曜日の午後1時30分～2時30分

※お問い合わせは、井手町地域包括支援センター (TEL82・3690) まで。

### 「京都やましろ創業塾」開催 山城区域商工会広域連携協議会

山城区域商工会広域連携協議会は、8月から京田辺市商工会館を会場に「京都やましろ創業塾」を開催します。独立開業を検討している方、先代から事業を受け継ぐ予定の方、経験・趣味などをビジネス化したい方を対象に、初めて「経営」を行うための基礎知識や技術の習得、また「創業の志」を持った仲間作りの場として開催するセミナーです。

日時は、8月23日(日)～10月4日(日)の毎週日曜日(9月20日を除く)

午前10時～午後5時の全6回。受講料

は1人6000円。お問い合わせは山城区域商工会広域連携協議会(TEL68・1120)まで。

### 「すべての人が暮らしやすい 社会づくりを目指して」

### 「京都府こころの健康推進員」養成講座

こころの病気は、誰もがかかる可能性があります。京都府では病気を正しく理解し、心の病を持つ人を含めて、すべての人を大切にする温かい地域社会づくりを推進するため、「京都府こころの健康推進員」養成講座を開催いたしますのでお知らせします。

受講資格は原則として、①京都市を除く京都府内にお住まいの方②講座の全課程を受講できる方③講座終了後、京都府こころの健康推進員として活動できる方。

受講費用は無料(受講に係る交通費等は自己負担)です。

開催日時は、平成27年9月3日(木)～12月3日(木)まで計7回。

申込方法は、所定の申込書に記入の上、山城北保健所綴喜分室に提出し、締切、8月7日必着(金)。

後日、受講決定通知を京都府精神保健福祉総合センターから郵送予定です。お問い合わせは、京都府山城北保健所綴喜分室(TEL63・5734)まで。

## 講座・教室

【平成27年度 井手玉川大学開講式および第1回講座】

日時／7月23日(木)

午後1時半～3時

場所／自然休養村管理センターホール

\*お問い合わせは、社会教育課(TEL82・5700)まで

【和太鼓教室】  
日時／7月18日(土)、8月8日(土)  
午後1時半

場所／いづみ人権交流センター  
\*お問い合わせは、いづみ人権交流センター(TEL82・3380)まで

【いづみまなび教室】  
《ペン習字》  
日時／7月30日(木) 午後1時半

《大正琴》  
日時／7月24日(金)・8月4日(火)  
午前10時

持ち物／大正琴・楽譜  
《大極拳》  
日時／7月24日(金)・8月7日(金)  
午後1時半

持ち物／運動できる服装・上履き  
《人権学習》  
日時／7月24日(金)  
午前11時半～午後3時

\*各教室の材料費等は自己負担となります  
\*お問い合わせは、いづみ人権交流センター(TEL82・3380)まで

【健康教室】  
日時／7月23日(木)  
午前10時～11時半

場所／いづみ人権交流センター  
\*お問い合わせは、いづみ人権交流センター(TEL82・3380)まで

【山吹ふれあいセンター天文台公開】  
日時／7月22日(水)  
予備日7月24日(金)  
8月4日(火)

予備日8月7日(金)  
午後8時～9時半



場所／山吹ふれあいセンター  
 ・申込は不要です  
 ・天候などの条件により公開を中止する場合があります  
 ・夜間の開催になりますのでお子様だけの参加はご遠慮ください  
 ＊お問い合わせは、社会教育課（TEL 82・5700）まで

## 健康

【成人・高齢者保健事業】

《山吹体操クラブ・健康相談》

日時／8月6日（木）

午後1時半～3時

場所／玉泉苑

対象／65歳以上

＊お問い合わせは、社会福祉協議会（TEL 82・3499）まで

## 子育て

【乳幼児健康診査】

《乳児健康診査》

日時／8月3日（月）

対象／H 27・3・5～H 27・5・6生まれ

受付／午後1時～1時半

場所／保健センター

＊お問い合わせは、保健センター（TEL 82・3385）まで

## 各種相談

【心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談】

日時／7月27日（月） 午後1時～4時  
 場所／賀泉苑  
 日時／8月3日（月） 午後1時～4時  
 場所／玉泉苑  
 ＊心配ごと相談は、第1月曜日は玉泉苑、第2月曜日は賀泉苑で開催しています  
 【無料法律相談】  
 日時／7月27日（月） 午後2時～4時  
 場所／玉泉苑  
 ＊無料法律相談は予約制です  
 ＊お問い合わせは、社会福祉協議会（TEL 82・3499）まで

【こころの相談室（カウンセリング）】

日時／7月17日（金）・8月7日（金）

午前11時～午後1時50分

場所／いづみ人権交流センター

＊お問い合わせは、いづみ人権交流センター（TEL 82・3380）まで

【障がい者相談】

日時／7月14日（火）・28日（火）

午後1時半～4時

場所／役場西別館1階会議室

＊障がい者相談は予約制です

＊ご希望の方は、高齢福祉課（TEL 82・6165）まで

【母子の相談・教室】

《育児相談》

日時／7月15日（水）・8月5日（水）

場所／保健センター

《発達相談》

日時／7月23日（木）

場所／保健センター

＊完全予約制・ご希望の方は保健センターにお問合せください

＊お問い合わせは、保健センター（TEL 82・3385）まで

## たっぴりのお湯で心と体を癒しませんか？

「いで湯」をご存じですか！  
 井手町内には共同浴場施設があります。  
 男湯・女湯ともに大浴場と小浴場があり、井手町の綺麗な水と広い湯船で老若男女に親しまれている浴場施設です。  
 ぜひとも「いで湯」でゆっくりお風呂を満喫してみませんか？お気軽にお越しください。

入浴料 大人100円 子ども（小学生まで）50円  
 持参物 タオル・シャンプー・リンス・石鹸など入浴用品はご持参ください  
 営業時間 午後4時30分～午後9時00分  
 定休日 日曜日  
 駐車場 最大9台まで駐車可能  
 駐輪場 最大12台まで駐輪可能  
 設置者 井手町 指定管理者 井手町共同浴場管理運営委員会（TEL 82-5533）  
 所在地 井手町大字井手小字段/下49番地の1

MAP



## 町営住宅等（空家）の入居者募集

町営住宅等の入居者を次のとおり募集します。

所 在／井手町大字井手小字段ノ下・下赤田・浜田地内  
 団 地 名／町営北団地、町営南団地、府営井手団地  
 募集戸数／8戸（一般向け5戸、高齢者・障がい者向け2戸、単身者向け1戸）  
 交付期間／7月10日（金）～7月21日（火）《土曜・日曜・祝日を除く》  
 申込期間／7月16日（木）～7月24日（金）《土曜・日曜・祝日を除く》  
 申込時間／午前9時～11時30分・午後1時～4時  
 入居時期／平成27年8月を予定  
 そ の 他／募集案内等は、7月10日（金）より7月21日（火）まで、いづみ人権交流センター内 同和・人権政策課で配布  
 なお、高齢・障がい者向け、単身者向けの申請にはその内容の証明が必要です。

＊お申し込み・お問い合わせは、いづみ人権交流センター内 同和・人権政策課（TEL 82 - 3380）まで





# ごみ収集日程表（7月11日～8月10日）

ごみは、朝9時までに出してください。

★燃やすごみ、その他ごみ、プラマーク包装容器、カン、ビン、ペットボトルは透明・半透明の袋に入れて出してください。

★「乾電池」は「カン」の日に、「カセットボンベ缶、スプレー缶」は「その他」の日に、それぞれ別の透明な袋に入れて出してください。

★粗大ごみは、収集日の1週間前までに産業環境課へ電話予約（TEL82-6168）してください。（テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは除きます）

★テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは家電リサイクル品です。

※古紙等（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑紙〈その他の紙類〉）ごとに分別のうえの収集は全地区毎週月曜日です。

地区	区分	燃やすごみ	カン	ビン	粗大ごみ	ペットボトル	プラマーク容器包装	その他
北水無区	北水無区	火・金曜日	7月16日	8月6日	7月23日	7月30日	水曜日	火曜日
玉水石高区	玉水石高区	月・木曜日	7月17日	8月7日	7月23日	7月31日	水曜日	火曜日
上井手多賀全区	上井手多賀全区	火・金曜日	7月23日	8月6日	7月16日	7月30日	水曜日	水曜日

※ごみ収集に関するお問い合わせは、役場産業環境課（TEL 82-6168）まで

## し尿収集日程

収集日	し尿収集区域番号	収集区域
7月27日	⑨	西北河原、東北河原、南口、西北ノ代、東北ノ代、北口、西北組、東松ヶ花、茶臼塚、新造、東北組、甚五郎谷
7月28日	⑩	阿弥陀寺、西南組、東南組、前川、立石、小払、岩倉、馬場崎、墓ノ平
7月29日	⑪	内垣内、奥西、帽子田、下川、判ノ地、石名田、高橋、谷村、宮ノ後、天王山、蛇谷、栗岡、北赤坂、穴虫、南久保、浜、上ノ浜
7月30日	⑫	安堵山、起、佃、平山、新四郎山、中島、西垣内、中垣内、東垣内
7月31日	⑬	里、玉ノ井、西高月、東高月、清水、栢ノ木、中溝、西山、尾ノ山、山縁、田村新田
8月3日	⑭	川久保、北玉水、辻垣内、野畑、山田、柏原、南玉水、久保、渋川、段ノ下、扇畑、浜田、橋ノ本
7月13日 8月4日	⑮	梅ノ木原、野神、北猪ノ阪、南猪ノ阪、宮ノ本、西前田、北開、北溝、南溝、下赤田、上赤田、鳥休、柴木田

ウチの収集日は…




※し尿に関するお問い合わせは、城南衛生管理組合（TEL 075-631-5171）まで

## ごみの分け方・出し方



### 出せる物・出し方

-  「プラマーク」のあるボトル類、カップ・トレー類、袋類、チューブ・ふた類、発泡トレー・発泡スチロール類などのうち、簡単な洗浄で汚れが落ちる容器包装

- 汚れを取り除いて、透明または半透明の袋に入れて出してください。
- 汚れが落ちない容器包装については、「燃やすごみ」に分別してください。

- リサイクルの推進に、ご協力いただきますようお願いいたします。



# おめでとうございます

(5月20日から6月19日までの届け出分・敬称略)

出生

住所	赤ちゃん	届出人
多賀	細木 涼介 <sup>りょうすけ</sup>	健二郎
井手	瀧川 文 <sup>あや</sup>	経一
井手	門司 陽登 <sup>はると</sup>	耕寛
井手	熊切 叶 <sup>かなう</sup>	政信

婚姻

(5月20日から6月19日までの届け出分・敬称略)

住所	夫	妻
井手	秋山 義秀	田中 由香理
井手	松本 翔	西田 華菜

## 公共施設電話番号一覧

名称	電話番号
総務課	0774-82-6161
企画財政課	0774-82-6162
税務課	0774-82-6163
住民福祉課	0774-82-6164
高齢福祉課	0774-82-6165
保健医療課	0774-82-6166
建設課	0774-82-6167
産業環境課	0774-82-6168
上下水道課	0774-82-6169
会計課	0774-82-6171
議会事務局	0774-82-6172
教育委員会(学校教育課)	0774-82-4333
山吹ふれあいセンター(図書館・社会教育課)	0774-82-5700
同和・人権政策課	
いづみ人権交流センター	0774-82-3380
いづみ児童館	0774-82-4112
保健センター	0774-82-3385
地域包括支援センター	0774-82-3690
泉ヶ丘中学校	0774-82-2070
井手小学校	0774-82-2119
多賀小学校	0774-82-2112
玉川保育園	0774-82-2153
多賀保育園	0774-82-2225
いづみ保育園	0774-82-4160
子育て支援センター	0774-82-2232
環境衛生センター	0774-82-4651
学校給食センター	0774-82-3617
井手町まちづくりセンター椿坂	0774-82-3838
町立デイサービスセンター	0774-99-4318
老人福祉センター「玉泉苑」	0774-82-3499
老人福祉センター「賀泉苑」	0774-82-5059
京田辺市消防署 井手分署	0774-82-3000
井手町役場 代表番号	0774-82-2001

# まちのカレンダー (7月11日～8月10日)

住民カレンダー		
月日	曜日	行事
7/11	土	親子で楽しむ紙しばい(午後1時半～、山吹ふれあいセンター図書館)
12	日	
13	月	自力整体教室(午後7時～8時半、いづみ人権交流センター)
14	火	障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室) トールペイント教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) BCG予防接種(午後2時～2時45分、保健センター)
15	水	育児相談・遊びの広場(午前9時半～10時半受付、保健センター) 生き生きふれあいサロン【夏祭り】(午後1時半～、玉泉苑) パソコン教室(午後2時半～、午後7時～、いづみ人権交流センター) 人権講座「きらめき」(午後7時半～9時、いづみ人権交流センター)
16	木	
17	金	こころの相談室(午前11時～、いづみ人権交流センター・予約制) 第19回井手町社会福祉大会(午後1時半～、自然休養村管理センター)
18	土	和太鼓教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
19	日	
20	月	海の日
21	火	すくすくクラブ(午前10時～11時40分、子育て支援センター) 脳活性化クラブ(午後1時半～、玉泉苑) 手芸教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
22	水	パソコン教室(午後2時半～、午後7時～、いづみ人権交流センター) 自力整体教室(午後7時～8時半、いづみ人権交流センター) 天文台公開(午後8時～、山吹ふれあいセンター・予備日7月24日(金))
23	木	健康教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 井手玉川大学開講式・第1回講座(午後1時半～、自然休養村管理センター) 発達相談(予約制、保健センター)
24	金	大正琴教室(午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 人権学習(午前11時半～、午後3時～、いづみ人権交流センター) 太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
25	土	
26	日	夏のおはなし会(午前11時～、山吹ふれあいセンター集会室)
27	月	心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、賀泉苑) いづみふれあい学級(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター) 無料法律相談(午後2時～4時、玉泉苑)
28	火	トールペイント教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) 障がい者相談(午後1時半～4時、役場西別館1階会議室)
29	水	のびのびクラブ(午前10時～11時40分、子育て支援センター) パソコン教室(午後2時半～5時、いづみ人権交流センター)
30	木	ペン習字教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
31	金	
8/1	土	無火災デー防火パレード
2	日	
3	月	心配ごと相談・人権相談・行政相談・消費生活相談(午後1時～4時、玉泉苑) 乳児健康診査(午後1時～1時半受付、保健センター) ピラティス教室(午後7時～8時半、いづみ人権交流センター)
4	火	井手町長選挙告示日 大正琴教室(午前10時～正午、いづみ人権交流センター) 天文台公開(午後8時～、山吹ふれあいセンター・予備日8月7日(金))
5	水	育児相談・遊びの広場(午前9時半～10時半受付、保健センター) 生き生きふれあい体操教室(午後1時半～3時半、玉泉苑) パソコン教室(午後2時半～5時、いづみ人権交流センター)
6	木	山吹体操クラブ・健康相談(午後1時半～3時、玉泉苑)
7	金	献血(午前10時～11時半、午後1時～3時半、保健センター) こころの相談室(午前11時～、いづみ人権交流センター・予約制) 太極拳教室(午後1時半～3時、いづみ人権交流センター)
8	土	親子で楽しむ紙しばい(午後1時半～、山吹ふれあいセンター図書館) 和太鼓教室(午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)
9	日	井手町長選挙投票日(午前7時～午後8時、各投票所)
10	月	



発行：京都府綴喜郡井手町  
編集：企画財政課  
井手町ホームページ  
<http://www.town.ide.kyoto.jp/>

